

●香川県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成22年 4月1日	大川老人訪問看護ステーション さぬき市寒川町石田 東甲931番地	さぬき市民病院訪問看護ステーション さぬき市寒川町石田 東甲931番地	さぬき市 さぬき市志度5385番地8	訪問看護